

税金は

私たちの暮らしを支える

大切な財源です！

税・保険税(料)の
納め忘れはありませんか？



税務課収納管理室
(市役所1階) ☎22-1313

「国民の義務」を果たし、「税の公平性」を保つためにも、忘れずに納期限内に納めましょう！

市では、納期限内に市税などを納付された方と納付されなかった方との公平性を保つため、法律に基づき滞納処分を行っています(左ページ参照)。また、未納がある方は「白石市行政サービス制限実施要綱」に基づき、市のサービスの一部を受けることができなくなるなどの厳しい措置がとられる場合もあります。

納税本来の姿は、定められた納期限までに自主的に納付していただくことです。ほとんどの市民の皆さんは納期限を守って納付していただいています。納税が守られないと督促などの滞納整理に費用がかかります。納期限内の納付にご協力ください。病気や失業など、やむを得ない理由で納期限内に納付が困難な方は、収納管理室まで早めにご相談ください。

年末特別窓口を 開設します (市税のみの取り扱い)

平日や日中、仕事などで忙しいという方のために、収納窓口の開設時間を延長します。市税の納付や納税相談を行うことができますので、ぜひご利用ください。

- 開設日時
 - ・12月11日(火)～14日(金) 17:30～20:00
 - ・12月15日(土) 9:00～17:00
- 開設場所
 - 市役所1階 収納管理室

毎月25日・26日 夜間収納総合窓口を 開設しています

毎月25日と26日(25日・26日が閉庁日の場合は翌開庁日)に夜間収納総合窓口を開設しています。夜間収納総合窓口は、市税をはじめ、市で取り扱う上下水道料金や保育料、住宅使用料なども納付できます(今月の開設日時は33ページに掲載)。

- 開設時間
 - 17:30～19:30
(納付相談は20:00まで)

- 開設場所
 - 市役所1階 収納管理室・会計課
- ※収納管理室では、市税・保険税・保険料の納付相談も行っています。

納税は、 便利な口座振替を！

市税の納付は、納め忘れの心配がない口座振替が便利です。口座振替は、指定金融機関または市役所1階税務課の窓口でお申し込みください。

- 指定金融機関
 - 七十七銀行 仙南信用金庫
 - 仙台銀行 東北労働金庫
 - みやぎ仙南農協 ゆうちょ銀行

滞納処分とは…

市税・保険税(料)の納付は、納期限内での納付が原則です。市税などを滞納したまま放置すると、強制的に徴収することとなります(これを『滞納処分』といいます)。滞納処分の手続きは法律で定められており、滞納者の意思にかかわらず執行されます。

①財産の調査

滞納者の財産状況を把握するため、納税の催告や納税相談と並行して、官公署、金融機関、勤務先、生命保険会社、取引先などに対する調査を行います。また、必要に応じて滞納者の自宅や関係先への調査も行います。これらの調査は法律に基づくものであり、滞納者に事前の了解を得ずに行うことができます。

②財産の差し押さえ

「差し押さえ」とは、所有者から財産を処分する権利を奪うことです。法律では、納期限内に納付しない滞納者に対して督促状を送付し、その督促状を送付した日から10日を経過した日までに税金が完納されない場合、滞納者の財産を差し押さえることと規定されています。

市では、「債権」をはじめとした財産の調査を行い、調査により判明した滞納者の財産を法律に基づいて差し押さえを実施しています。

- ・債権…給与、預貯金、生命保険、国税・県税還付金など
- ・不動産…土地、家屋など
- ・動産…自動車、絵画、腕時計、バッグ、テレビなど

③財産の換価

「換価」とは、差し押さえた財産を取り立てまたは売却するなど、現金化して滞納している税に充てることで、滞納者の意思にかかわらず行うことができます。

市では、「預貯金」「給与」などの債権の取り立てや、「不動産」「動産」の公売により、財産の換価を行っています。

滞納整理事務を共同処理しています

仙南地域2市7町では、仙南地域広域行政事務組合(大河原町)内に滞納整理課を設置し、滞納整理事務を共同処理しています。各市町から移管された、滞納額が高額の方や納付催告に応じない方、納付約束の不履行を繰り返す方、収入・資産があるにもかかわらず少額な分納を続ける方などの悪質な滞納者に対して、財産の差し押さえや差し押さえた財産の公売などを重点的に行っています。